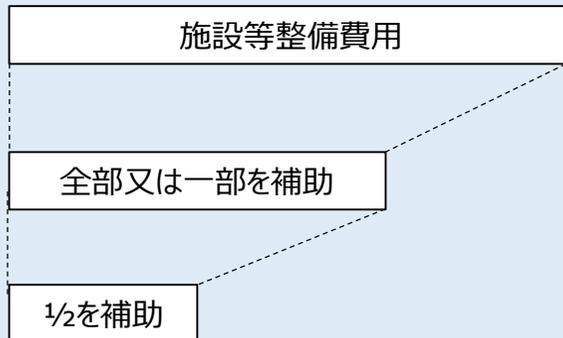


- 地方拠点整備タイプにおいては、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。
- 官民一体となって地域の課題解決に取り組むことが重要であることから、民間事業者等が一定の要件を満たす公共性・公益性を有する拠点施設等を整備する取組に対し、地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、国が当該補助経費の1/2を交付することを可能とする。

1. 支援スキーム

地方公共団体が整備費の全部又は一部を補助した場合に、
国が当該補助経費に対し、その1/2について交付する。

- 民間事業者
- 地方公共団体
- 国



2. 支援対象となる施設等のイメージ

- オンライン環境を完備した、創業初期段階にある起業者を支援するためのインキュベーション施設
- 平時はサテライトオフィス等の目的で利活用し災害時には災害対応拠点となる施設
- 地域のランドマークとなる体験型観光施設
- スマート農業の技術や知見を学ぶ研修施設
- 移住や二地域居住に活用する集合住宅やシェアハウス
- 地域の歴史的価値のある建築物、伝統文化体験施設
- 地域の交流促進、地産地消等の拠点となるコミュニティセンター、コミュニティカフェ
- 子育てサービスとワーキングスペースを併設した施設 等